

京都市訓令甲第40号

教育委員会事務局

幼 稚 園

京都市立幼稚園保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

表1の項中「者」を「世帯に属する者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者と生計を一にしている者」に改め、同表3の項中「者」の右に「（前2項に掲げる者を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部調査課）